

2023年5月17日

各位

会社名 株式会社メタプラネット  
代表者名 代表取締役社長サイモン・ゲロヴィッチ  
(コード: 3350)  
問合せ先 取締役CFO王生貴久  
電話番号 050-5835-0966

### (開示事項の追加) 資金の借入に関するお知らせ

当社は、2022年9月29日付、2022年10月25日付、2022年11月28日付及び2022年12月30日付で「資金の借入に関するお知らせ」について開示いたしました。

本4件に関する資金の借り入れ（以下「当該4回の取引」といいます。）は、いずれもその当時において株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第441条の2に定める「支配株主との重要な取引等」（以下「重要取引等」といいます。）に該当するものでありましたが、当該4回の取引及びその旨の適時開示を行った2022年9月29日、2022年10月25日、2022年11月28日及び2022年12月30日のそれぞれの時点において、本取引が重要取引等に該当する旨やその他の支配株主との取引に関する所要の適時開示および手続きが不足していたため、今回これらを補完するために、改めて追加の適時開示を行うものです。

### 記

#### 1. EVO FUNDへの借入の概要

	第1回	第2回	第3回	第4回
取締役会決議日	2022年9月29日	2022年10月25日	2022年11月28日	2022年12月30日
借入の理由	当社の運転資金を手当てするため			
借入金額	50,000千円	50,000千円	50,000千円	50,000千円
借入利率	年3.0%	年3.0%	年3.0%	年3.0%
借入実行日	2022年9月29日	2022年10月25日	2022年11月28日	2022年12月30日
借入期間	当初： 2022年11月30日 2023年2月28日	当初： 2022年11月30日 2023年2月28日	2023年2月28日	2023年2月28日
返済方法	一括返済			
担保の有無	無し			
返済の有無	2023年2月28日までに全額返済している			

## 2. 支配株主との取引等に関する事項

### (1) 当該4回の取引が支配株主との取引に該当していたこと

EVO FUNDは、当時当社の親会社であり、本取引は、支配株主との取引に該当しておりました。しかしながら、当該4回の取引に関する開示は、需要取引等に関する所要の内容及び手続きが不足しており、開示義務を満たすものとなっております。

なお、2022年12月28日付開示資料「第三者割当による新株式、第9回新株予約権及び第10回新株予約権（第10回新株予約権につき有償ストック・オプション）の発行、商号の変更、定款の一部変更並びに親会社及び主要株主の異動に関するお知らせ」にてお知らせしたとおり、当社が2023年2月8日を払込期日として実施した第三者割当増資により、EVO FUNDの当社株式の直接所有は34.90%となったため、EVO FUNDは、2023年2月8日付で、当社の親会社に該当しなくなり、当社のその他の関係会社に該当しております。

### (2) 支配株主との取引等の該当性及び少数株主の保護の方策に関する指針への適合状況

当社が、2023年3月29日に開示したコーポレート・ガバナンス報告書においては、既に支配株主は存在しておらず、その為「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」は記載しておりませんでした。しかしながら、当社は、当該4回の取引について、少数株主の利益を害することのないよう、一般の取引と同様に、取引条件を決定し、独立性、公正性を確保するとともに、当該4回の取引のような重要な取引については、独立役員に指定する社外取締役及び社外監査役が出席する取締役会及び監査役会において、取引の内容、条件、公正性、妥当性等について慎重に審議し、決議しております。

### (3) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関する事項

本借入は、当社にとって支配株主との取引等に該当することから、当社は、後記「(4) 当該取引等が少数株主にとって不利益なものではないことに関する、支配株主と利害関係のない者から入手した意見の概要」に記載の各事項を講じております。また、当社取締役会は支配株主であったEVO FUNDとは利害関係を有しない取締役（社外取締役を含む）にて構成されており、人的関係は該当事項がないため、当該4回の取引際の決議の取締役会には影響がないものと判断いたします。

### (4) 当該取引等が少数株主にとって不利益なものではないことに関する、支配株主と利害関係のない者から入手した意見の概要

当社の社外監査役3名より、「本件借入は、借入当時において当社の支配株主との重要な取引に該当するものの、当該取引は、当社の少数株主の利益を損なうおそれは少ないものであり、「少数株主にとって不利益なもの」（有価証券上場規程第441条の2第1項）ではなかったものと思料する」旨の意見を入手しております。

- 「支配株主その他施行規則で定める者が関連する重要な取引」の該当性上記本件借入の各

借入時点のいずれにおいても、借入先であるEVO FUNDは当社の親会社であり、当社にとってEVO FUNDは「支配株主その他施行規則で定める者（有価証券上場規程第2条第42号の2、施行規則第3条の2）」に該当します。また、上記各借入はその金額と当社の資産規模及び状況並びに運営状況等の観点から、投資家の投資判断等との関係で、「当該上場会社の運営、業務若しくは財産又は当該上場株券等に関する重要な事項であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの」（同規程第402条第1号）に該当すると考えられます。したがって、当社にとって本件借入は、各当時においては、支配株主が関連する重要な取引に該当していた。

● 「少数株主にとって不利益なものでないこと」の該当性

①取引目的の相当性

本件借入は、借入当時当社が大変厳しい財政状況に見舞われるなかで、当社がその収益基盤を強化し、社会的に構築要請の高い新事業への事業拡大を図るために、機動的な資金調達として行われたものであり、その目的は相当であったと思料致します。

②取引の公正性

本件借入は、その各借入金利が市中銀行の金利より相当程度低いものであり、本件借入により、各当時の当社の外部金融機関からの借入を返済することが可能であった。また、本件借入は無担保にて実行されるものであった。したがって、本件借入は、当社の財産を毀損するものではなく、当社の当時の状況に鑑みればむしろ改善を志向するものであり、少数株主の利益を害するものではない。

③手続きの妥当性

本件借入を当社が決定する際は、支配株主であるEVO FUNDとは利害関係を有しない当社の各取締役（社外取締役を含む）により構成される取締役会が、法令および定款に基づき承認決議を行っている。また、本件借入に際し、EVO FUNDから、当社およびその各取締役に対して、不当な働きかけがあった事実はなかった。

以上